○国土交通省告示第三十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦

表長崎進入管制区の項中「福江ＮＤＢ（Ｎ32°40′Ｅ128°50′）」を「Ｎ32°40′15″Ｅ128°49′53″」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年二月九日から施行する。

○国土交通省告示第三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦

別表Ａ593の項を次のように改める。

A593	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　福江ＶＯＲ（Ｎ32°40′Ｅ128°50′） ロ　Ｎ32°24′Ｅ127°35′の地点 2　福江ＶＯＲから真方位261°05′及び251°05′の方向へのびる直線によって囲まれる区域のうち、Ｎ32°24′Ｅ127°35′の地点から真方位346°05′及び166°05′の方向へのびる直線の東側にあるものの直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｂ462の項を次のように改める。

B462	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　宮古島ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ24°47′Ｅ125°18′） ロ　Ｎ23°00′Ｅ123°58′の地点 2　宮古島ＶＯＲＴＡＣから真方位219°43′及び209°43′の方向へのびる直線並びにＮ23°00′Ｅ123°58′の地点から真方位304°43′及び124°43′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｇ581の項２ニ中「（Ｎ24°47′Ｅ125°18′）」を削る。

別表Ｖ17の項を次のように改める。

V17	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　御宿ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ35°11′Ｅ140°22′） ロ　Ｎ34°44′Ｅ140°10′の地点 ハ　大島ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°43′Ｅ139°25′） ニ　静岡ＶＯＲ（Ｎ34°48′Ｅ138°12′） ホ　河和ＶＯＲＴＡＣ ヘ　信太ＶＯＲ（Ｎ34°30′Ｅ135°27′） ト　香川ＶＯＲ（Ｎ34°13′Ｅ134°01′） チ　大分ＶＯＲ（Ｎ33°13′Ｅ131°42′） 2　香川ＶＯＲから真方位247°47′及び237°47′の方向へのびる直線並びに大分ＶＯＲから真方位67°47′及び57°47′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

別表Ｖ28の項を次のように改める。

V28	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　名古屋ＶＯＲＴＡＣ ロ　大津ＶＯＲ ハ　岡山ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°40′Ｅ134°01′） ニ　玖珂ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°05′Ｅ132°09′） ホ　福岡ＶＯＲＴＡＣ ヘ　福江ＶＯＲ 2　岡山ＶＯＲＴＡＣから真方位254°00′及び244°00′の方向へのびる直線並びに玖珂ＶＯＲＴＡＣから真方位74°00′及び64°00′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。） 3　福岡ＶＯＲＴＡＣから真方位237°50′及び227°50′の方向へのびる直線並びに福江ＶＯＲの地点から真方位46°58′及び56°58′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十四年二月九日から施行する。

○国土交通省告示第四十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦

第一表福江ＮＤＢ及び宮古島ＮＤＢの項を削る。

第二表福江ＮＤＢ及び宮古島ＮＤＢの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年二月九日から施行する。

○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鹿野　道彦

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
穴の川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山
七九四番三　一号から三号まで、七号及び八号
七五四番五　四号
七五四番六　五号
七五四番四　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山
七九六番二　一号及び十五号
七九六番一　二号、三号、九号及び十二号から十四号まで
八〇五番　四号から八号まで、十号及び十一号